

第 3 章

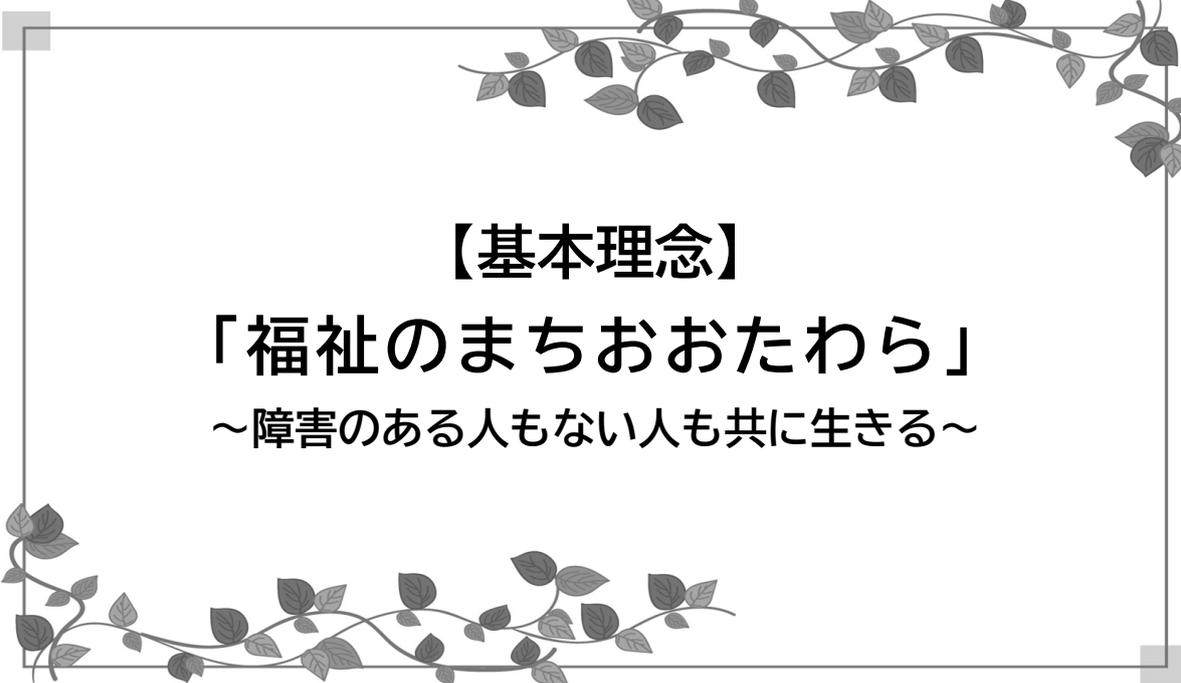
計画の基本的な考え方

1 計画の基本理念

障害者基本法第1条では、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため、障害のある人の自立及び社会参加の支援等のための施策を総合的かつ計画的に推進することが目的である旨を規定しています。

本市では、大田原市総合計画「おおたわら国造りプラン」の基本政策「障害者にやさしいまちづくりの推進」を掲げ、障害者に対する正しい理解と認識を深め、安心して暮らせる地域づくりに努めるとともに、障害に配慮した情報の提供と相談体制の仕組みを整え、利用者本位のサービスの提供と就労支援の強化を図っているところです。

本計画は、共生社会の実現への思いを込めて、第5期計画を継承し、「福祉のまちおおたわら～障害のある人もない人も共に生きる～」を基本理念に掲げ、各種施策や取組を進めていきます。



【基本理念】

「福祉のまちおおたわら」
～障害のある人もない人も共に生きる～

2 計画の基本目標

基本理念を実現するため、次の6つの基本目標に基づき、施策を展開します。

基本目標1 理解とふれあいに満ちた共生社会の実現

地域共生社会の実現に向け、障害のある人に対する社会の偏見や差別といった社会的障壁を取り除くための取組を推進するとともに、市民の理解と協力が得られるよう啓発活動及び権利擁護支援の推進を図ります。

基本目標2 地域での暮らしを支える生活支援の充実

障害のある人が地域で自分らしい生活を継続できるように、相談支援体制の充実をはじめ、地域の社会資源を最大限に活用したサービスの提供体制の整備を進めます。

基本目標3 保健・医療の充実

障害のある人が住み慣れた地域において、日々安心して健康的で自立した生活が送れるよう、障害の早期発見・早期治療、さらには障害の重度化の抑制等を図るため、関係機関と連携し、保健・医療サービス等の提供体制の充実を図ります。

基本目標4 障害のある児童への支援の充実

障害などにより支援が必要な子どもの健やかな成長を支えていくため、保健・医療・福祉・教育、就労等の関係機関の連携を強化し、保護者への支援を含め、子どもの成長に応じた切れ目のない支援を行っていけるよう障害児の支援体制の充実を図ります。

基本目標5 社会参加の促進

障害のある人一人ひとりが適性と能力を活かして仕事を持ち、継続して働けるように、雇用・就労の促進を図ります。

また、スポーツや芸術文化活動等に触れる社会参加の場の確保、さらには社会参加をするために必要な移動支援や情報提供等の充実に努めます。

基本目標6 安全・安心な暮らしの確保

障害のある人が地域で安全かつ快適に暮らすため、建築物や公共交通機関、道路等のバリアフリー化・ユニバーサルデザインの導入等を推進します。

また、災害時の避難行動要支援者の把握を進め、必要な方が適切な支援を受けられるよう、日頃から地域の見守りや防災等の対策を推進します。

3 施策の体系

《基本理念》

《基本目標》

《施策の方向》

福祉のまちおおたわら〜障害のある人もない人も共に生きる〜

1. 理解とふれあいに満ちた共生社会の実現

- (1) 相互理解の促進
- (2) 差別の解消及び権利擁護の推進
- (3) 虐待防止の推進
- (4) 福祉教育の充実と交流機会の推進
- (5) 地域福祉活動の促進

2. 地域での暮らしを支える生活支援の充実

- (1) 相談支援体制の充実
- (2) 情報提供の充実
- (3) 意思疎通支援の充実
- (4) 障害福祉サービス等の充実
- (5) 生活を支えるサービスの充実
- (6) 福祉人材の養成・確保

3. 保健・医療の充実

- (1) 医療・リハビリテーションの充実
- (2) 精神保健福祉施策の充実
- (3) 様々な障害特性への支援

4. 障害のある児童への支援の充実

- (1) 切れ目のない支援体制の充実
- (2) 教育の充実

5. 社会参加の促進

- (1) 雇用・就労の充実
- (2) 文化・スポーツ・レクリエーション活動の促進

6. 安全・安心な暮らしの確保

- (1) バリアフリーの推進
- (2) 防災・防犯対策の推進

4 障害福祉サービス等の体系

障害のある人、障害のある児童を対象とした障害者総合支援法、児童福祉法によるサービス体系は、以下のようになっています。

